**新型コロナウイルス感染症予防対策マニュアル（在宅サービス）**

（参考例）

社会福祉法人●●

　感染対策委員会

１　<感染予防の基本的対策>

１）サービス提供中の感染予防の基本的対策

サービスを提供するにあたり、感染症を予防し、または適切に対応するために次の基本事項

に気をつけること

① 関係機関と連携して利用者の感染症の有無を確認する。

② 介護支援専門員が自ら感染源になったり、感染することがないよう予防策を講じる。

③ 感染症の特徴及び対処法をあらかじめ十分に理解する。

④ 事業所の清潔と換気を心掛ける。

⑤ 業務中は常にマスクを着用する。

⑥ 訪問の後には、流水できちんと手を洗い、消毒液等を用いる。

⑦ 手洗いの後は使い捨てのペーパータオル等を使うようにする。

２　<新型コロナウイルス感染症の段階的対応>

１）予防段階

 上記<感染予防の基本的対策>に準じて行動する。

 ケアマネジメントは通常業務でおこなう。

２）緊急事態宣言発令

 緊急事態宣言のレベルに応じて行動する。

３）熊本県新型コロナウイルス警戒レベル発表（熊本県公式ホームページ）

 警戒レベルに応じて行動する。

４）職員等感染時における具体的な取扱い

介護保険最新情報vol.808 においては、感染した場合、感染が疑われる者となった場合、濃厚接触者となった場合、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる場合の４つの定義が存在しています。定義は次のとおりです。

（1）具体的な対応例

① 感染した場合

ア）職員が「感染した」場合の対応

職員の感染が判明した場合、原則入院することとなるが、症状等によっては自治体の判断に従うこととなる。

イ） 利用者の場合の対応

利用者に新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合は、原則入院することとなること。

② 感染が疑われる場合

ア）職員の感染が疑われる場合の対応

「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示をうけること。ただし濃厚接触者

であって感染が疑われる場合は積極的疫学調査を実施している保健所に相談すること。

　「帰国者・接触者相談センター」天草保健所　0969-23-0172

　イ）利用者の感染が疑われる場合の対応

「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示をうけること。ただし濃厚接触者

であって感染が疑われる場合は積極的疫学調査を実施している保健所に相談すること。

③ 濃厚接触者の場合

【濃厚接触者については、保健所と相談の上、以下の対応を行う。なお濃厚接触者について

は14日間にわたり健康状態を観察することとしており、以下の対応は感染者との最終接触

から14日間行うことが基本となるが、詳細な期間については保健所の指示に従うこと。】

ア）職員が濃厚接触者の場合の対応

保健所により濃厚接触者とされた職場については、自宅待機を行い、保健所の指示に従

う。職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う。

イ）利用者が濃厚接触者の場合の対応

保健所により濃厚接触者とされた利用者については保健所と相談し、生活に必要なサー

ビスを確保する。その際、保健所とよく相談した上で、訪問介護等の必要性を再度検討す

ること。

 ⇒ 検討の結果、必要性が認められ、サービスを提供することとなる場合には、以下の

点に留意する。

 ・サービスを提供する者のうち、基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重

篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行うこと。

 ・サービス提供に当たっては、地域の保健所とよく相談した上で、その支援を受けつつ、訪問時間を可能な限り短くする等、感染防止策を徹底すること。

④ 感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる場合

ア）職員が感染を疑われる者との濃厚接触が疑われる場合の対応

 発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。発熱等の症状がない場合であっても、保健所と相談の上、可能な限りサービス提供を行わないことがのぞましい。